

株式会社商工組合中央金庫が実施する 総合エネルギー株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する総合エネルギー株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

総合エネルギー株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が総合エネルギー株式会社（「総合エナジー」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、総合エネルギーの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、総合エネルギーがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である総合エネルギーから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

水川 雅義

水川 雅義



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年3月29日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が総合エナジー株式会社（以下、総合エナジー）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、総合エナジーの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	総合エナジー株式会社
借入金額	200,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	15 年
モニタリング実施時期	毎年 5 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	広島県安芸郡府中町茂陰 2-6-6
設立・創業	1957 年 2 月 28 日（創業 1953 年 10 月）
資本金	30,000,000 円
従業員数	162 名（2023 年 12 月 1 日現在 パート等含む）
事業内容	ガソリンスタンド運営 石油製品卸売 コンビニエンスストア運営（ガソリンスタンド併設型） LED 照明機器の販売
主要取引先	仕入 ENEOS(株)、太陽石油(株)等 販売 一般個人、石油製品卸売事業者等

【事業内容】

主な事業内容は、ガソリンスタンド（以下 SS）並びにコンビニエンスストア（以下コンビニ）の運営、石油製品卸売り、LED 照明機器の販売である。

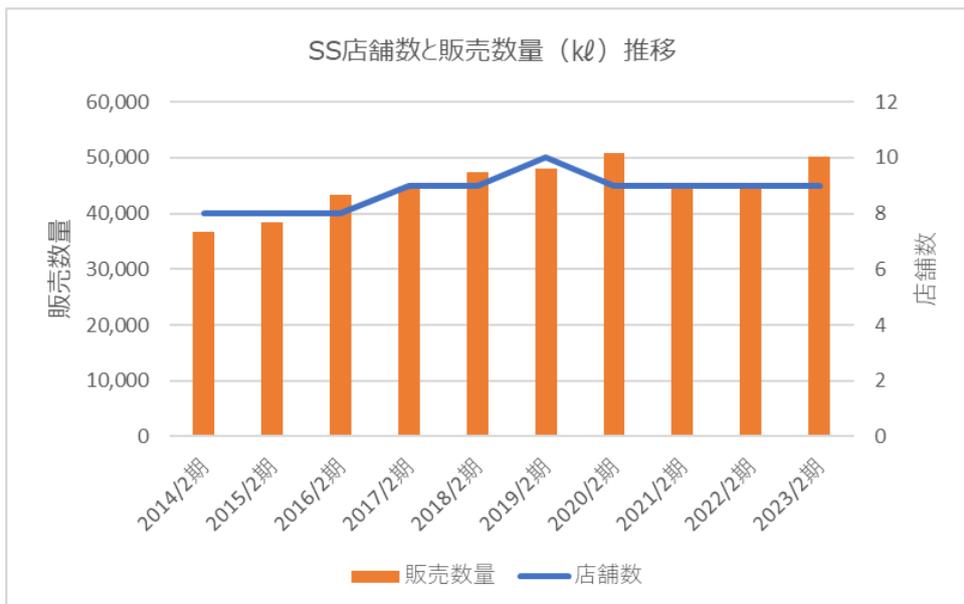
SS は広島市並びに隣接する市町村に 9 店舗を有し、その内 5 店舗がコンビニ併設型となっている。現在は ENEOS の特約店となっているが、当初はモービル石油の特約店であった。石油元売りの再編により（P9 資料⑤参照）2017 年 4 月以降、ENEOS の特約店となり各店舗ブランドを「ENEOS Enejet」に変更（改装）している。一方、各 SS 店舗の名称は地域で「ペガサス」が浸透していることから、従前からの名称を使用している。

SS の運営形態については、2013 年 3 月の新大州橋 SS（フルサービス）をコンビニ一体災害型複合店舗第 1 号店（セルフサービス）に変更したことを契機に、順次同形態への変更を実施し、5 店舗（2023 年 12 月末現在）となっている。総合エナジーが展開しているコンビニ併設型 SS は、SS の管理・運営とコンビニの運営を一体で管理（一部の従業員が両部門担当）している。当該運営形態は、2003 年 12 月にエクソンモービル(株)と株式会社セブン-イレブン・ジャパンが「複合店舗の共同開発と運営に関する業務提携契約」を締結したことにより可能となっている。

また、政府は阪神大震災後に国の補助事業として 1996 年度から 2010 年度にかけて、太陽光発電設備、内燃機発電設備、貯水設備等を備えた災害対応型給油所の整備を推進してきたが、2016 年 4 月の熊本地震を契機に、災害時における燃料供給拠点としての SS の役割が再認識され、自家発電機を備えた「住民拠点 SS」の整備を進めており、総合エナジーも政府の施策に沿った店舗改装を実施しており、運営する SS 全が「住民拠点 SS」となり、地域のインフラとして寄与している。

SS 業界全体では、店舗数・ガソリン販売量ともに減少傾向（P8～11「業界動向」参照）にあるが、総合エナジーは上記の取り組みにより店舗数を維持しながら販売数量の拡大を図っている。

資料①：総合エナジーの SS 店舗数と販売数量（ガソリン、軽油、灯油）推移



出典：総合エナジーより提供されたものを商工中金経済研究所が集計

石油卸売りに関しては、坂油槽所（資料②参照）の機能を活用して行われている。
同油槽所は、自社の棧橋により船舶（油送船）から直接、石油製品の補給を受けることができ、同油槽所のタンク容量は、8,684KL で自社 SS で販売する 30 日分（ガソリン及び軽油販売量で算出）以上を保管できる規模がある。広島市エリアに展開している一般的な SS は、SS 運営に必要な日々の給油は元売り（ENEOS 等）に対して、事業者が自社の判断で発注する場合と、元売りが各 SS の残量を把握して自動的に配送する場合がある。各 SS が自社の判断で元売りに補給を依頼する場合には、注文から配送までに一定のタイムラグがあり、販売状況や石油製品価格変動に応じた機動的な発注と補給を受けることが出来ないこと（場合によっては SS のタンク残量が少なく販売量を制限せざるを得ない事態となる）がある。総合エナジーは、このような課題に対応するために、坂油槽所を 24 時間営業することにより、地域の SS の補給ニーズに対応している。尚、他社販売は太陽石油等から仕入れた石油製品で対応している。

資料②：坂油槽所



出典：総合エナジーHP より

また 2009 年 6 月にエコ事業部（現、環境防災事業部）を創設して、LED 照明機器の販売・施工事業を開始している。同事業は工事協力会社や各業界各社での共同事業体であるエコパートナーズを通じて事業展開を行っており、総合エナジーは LED 照明機器導入ニーズのある事業者等に対して、現状の設備状況や求める機能等より、適切な機器選定と施工工事を紹介している。事業開始より約 700 件の納入・施工を行っている。

【事業拠点】

拠点名	住所・特徴等	従業員数・設備等
本社	広島県安芸郡府中町茂陰 2 丁目 6-6 AED 設置	従業員 15 名（パート等含む） （グリーンプランナー7 名含む） 営業車両 8 台
ペガサス 新大州橋 防災 CS	広島県安芸郡府中町茂陰 2 丁目 6-6 コンビニ（セブン-イレブン）併設 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） AED 設置	従業員 24 名（同上） 自家発電機 蓄電池 太陽光発電設備 ペーパー機能付計量機 地下タンク用ペーパー回収装置
ペガサス 五日市 IC 防災 CS	広島市佐伯区五日市町石内 492-1 コンビニ（セブン-イレブン）併設 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） AED 設置	従業員 20 名（同上） 自家発電機 太陽光発電設備 貯水槽（上水用） 井戸水・雨水利用設備
ペガサス 亀山 防災 CS	広島市安佐北区亀山 2 丁目 10-7 コンビニ（セブン-イレブン）併設 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） AED 設置	従業員 28 名（同上） 自家発電機 太陽光発電設備 地下タンク用ペーパー回収装置 井戸水・雨水利用設備
ペガサス 坂亀石山 防災 CS	広島県安芸郡坂町 21290-3 コンビニ（セブン-イレブン）併設 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） AED 設置	従業員 19 名（同上） 自家発電機 太陽光発電設備 地下タンク用ペーパー回収装置 井戸水・雨水利用設備
ペガサス 矢野ニュータウン 防災 CS	広島市安芸区矢野南 5 丁目 12-12 コンビニ（セブン-イレブン）併設 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） AED 設置	従業員 28 名（同上） 自家発電機 太陽光発電設備（未稼働） ペーパー機能付計量機 地下タンク用ペーパー回収装置 貯水槽（上水用） 井戸水・雨水利用設備
ペガサス 楠那 防災 SS	広島市南区楠那町 3-5 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型）	従業員 5 名（同上） 自家発電機

	タイヤ交換、オイル交換 AED 設置	
ペガサス 沼田 防災 SS	広島市安佐南区伴中央 5 丁目 3-4 24 時間営業、セルフサービス、 洗車機（節水型） タイヤ交換、オイル交換 AED 設置	従業員 7 名（同上） 自家発電機 蓄電池 太陽光発電設備 地下タンク用ベーパー回収装置 貯水槽（上水用） 井戸水・雨水利用設備
ペガサス 八本松 防災 SS	東広島市八本松東 2 丁目 9-11 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） タイヤ交換、オイル交換 AED 設置	従業員 5 名（同上） 自家発電機 蓄電池 太陽光発電設備 地下タンク用ベーパー回収装置 貯水槽（上水用） 井戸水・雨水利用設備
ペガサス 西条 IC 防災 SS	東広島市西条町吉行字浜田 886-1 24 時間営業、セルフサービス 洗車機（節水型） AED 設置	従業員 5 名（同上） 自家発電機 太陽光発電設備（未稼働） ベーパー機能付計量機 地下タンク用ベーパー回収装置 貯水槽（上水用） 井戸水・雨水利用設備
坂油槽所	広島県安芸郡坂町 21279 自社棧橋（着棧能力 5,000D/W） 年中無休・24 時間体制	従業員 6 名（同上） 営業車両 1 台 タンク用ベーパー回収装置 タンク 10 基（8,684KL） 内、 レギュラー 1 基（1,995KL） ハイオク 2 基（759KL） 灯油 3 基（2,970KL） 軽油 2 基（1,480KL） A 重油 2 基（1,480KL）

資料③：八本松防災 SS の設備状況



① 太陽光パネル120枚 35kw
⇒自家発電し蓄電池にためる

② 拭き上げ場屋根付き8台を新築
⇒オゾン脱臭機・クリーナー・エアチャージャー配備

③ 電源室に蓄電池65kwを設置
⇒太陽光、商用電源(再エネ)双方を制御し、供給状況に応じて自動切替可能。平常時も蓄電池から電気を使用。

④ バックアップ用軽油発電機25kw
⇒商用電源停電時、蓄電池残量に応じて自動運転し、充電。

⑤ エムケー製節水型洗車機2基

⑥ 上水用5T水槽、事務所
⇒常時使用、災害時にも稼働。建物は環境対応での複層ガラス、LED照明、省エネ型空調設置。

⑦ VRU(ペーパー回収装置)
⇒荷卸し時のペーパー回収、臭い防止と減耗軽減

⑧ 地下貯水槽
⇒井戸ポンプ、雨水集水により貯水。常時・災害時にトイレ、雑水に使用。

「地域社会に無くてはならないインフラレーションづくり」

- ・ 全て再生エネルギーを利用するエネルギー自立型運営により、平常時・災害時と同じ運営が可能。
- ・ GSとしては初めて、広島県東広島市と防災協力協定を締結。
- ・ 大規模災害発生時の燃料供給はライフラインとして必要不可欠なものでありながら、現状は十分な対策と備えがなされているといえず、GSのBCPは重要な地域貢献の一つと考え、当社の経営理念としている。

出典：総合エナジーHP より

資料④：店舗等の立地状況



出典：総合エナジーHP より

【沿革】

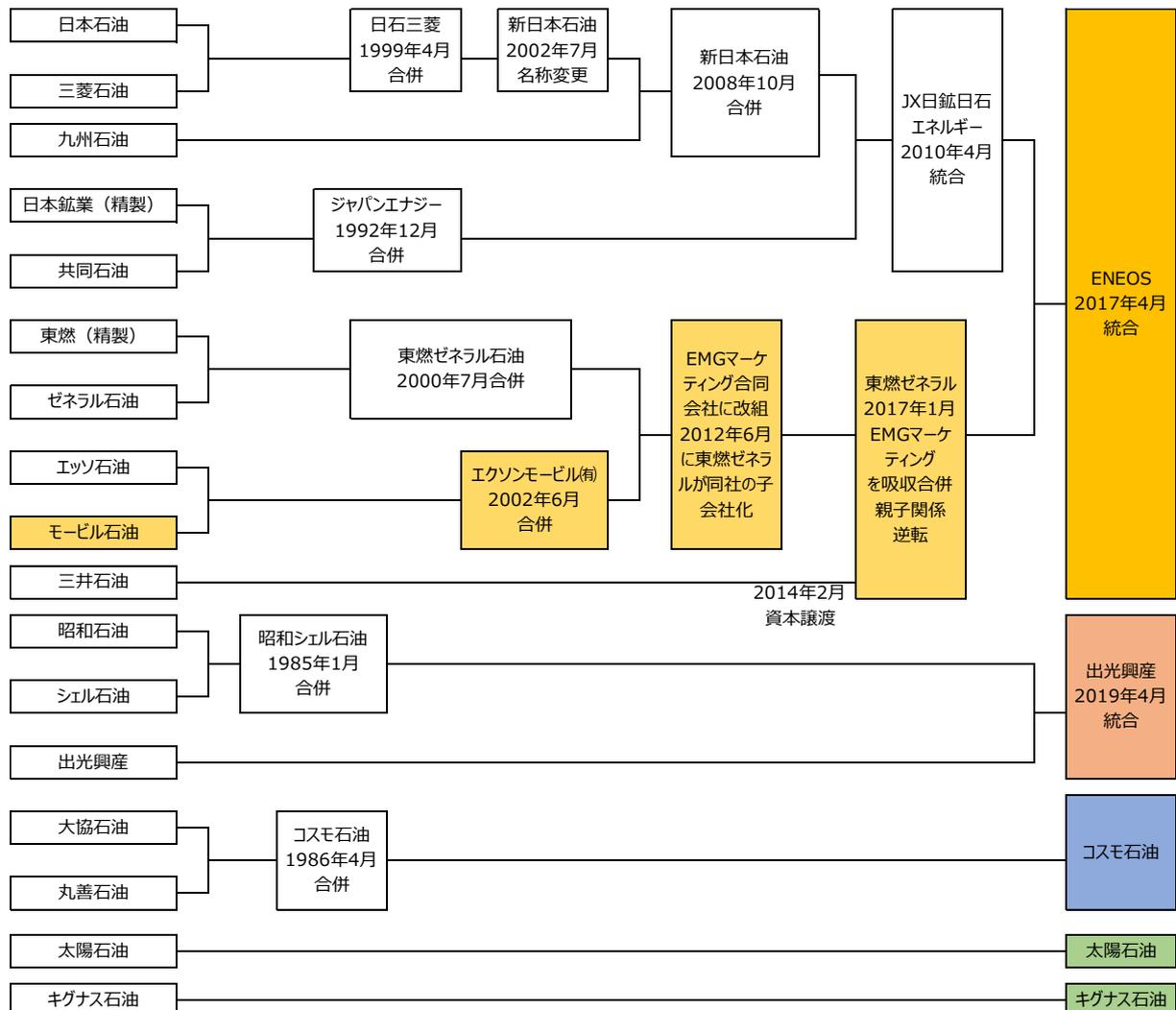
1953年10月	初代社長澤井肇氏の個人経営による沢井石油店を開設
1957年2月	資本金 100 万円の法人組織に改組、沢井石油(株)設立
1963年8月	モービル石油(株)と代理店契約締結し社名をペガサス砥油(株)に変更
1976年4月	澤井昇三氏社長に就任
1986年7月	大協石油（現コスモ石油(株)）より同社広島東油槽所（現坂油槽所）を取得
1995年11月	ペガサス砥油(株)から総合エナジー(株)に名称変更
1998年4月	坂油槽所拡張造成工事完了（総面積 5,000 坪）
2003年9月	坂油槽所 24 時間営業体制開始
2009年6月	エコ事業部（現環境防災事業部）創設
2010年9月	ペガサスコウユ(株)代表取締役社長に狩野一郎氏就任
2013年3月	本社を安芸郡府中町へ移転、新大州橋 SS（フルサービス）をコンビニ一体災害型複合店舗第 1 号店（セルフサービス）として新設
2014年7月	エクスプレス五日市 ICSS をコンビニ一体運営災害対応型複合店舗第 2 号店として改装オープン
2016年3月	総合エナジー(株)とペガサスコウユ(株)が合併、総合エナジー(株)代表取締役会長に澤井昇三氏、代表取締役社長に狩野一郎氏が就任
2016年10月	コンビニ一体災害対応型 3 号店として、エクスプレスペガサス亀山 CS オープン
2017年7月	矢野 NTSS リニューアルオープン（セルフ）
2018年5月	コンビニ一体型災害対応型 4 号店として、エクスプレスペガサス坂亀石山 CS オープン
2020年12月	八本松 SS リニューアルオープン 環境・災害対応設備増強 水タンクや太陽光などの設備を充実させ、災害時にも安定して燃料給油や水の供給ができる施設へ改修 地域のインフラを支えるステーションとして、インフラステーションと呼称
2021年2月	八本松 SS ZEB（エネルギー自立）型の次世代 SS として稼働開始
2021年6月	SDGs 宣言
2021年6月	沼田 SS ZEB 化改修工事完了 エネルギー自立運営型の次世代 SS の 2 号店として稼働開始
2022年3月	矢野ニュータウン SS リニューアルオープン セルフ SS からセブン-イレブン複合店化（複合店としては 5 店舗目）
2023年10月	創業 70 周年

2.2 業界動向

【石油元売り業界】

石油元売り業界は業界の規制緩和や競争激化等に対応するため、1985年の昭和石油とシェル石油の合併を皮切りに2019年の出光興産と昭和シェル石油の統合に至るまで統合再編を繰り返し、10社以上あった元売りは5社体制となっている（資料⑤参照）。

資料⑤



出典：商工中金経済研究所が作成

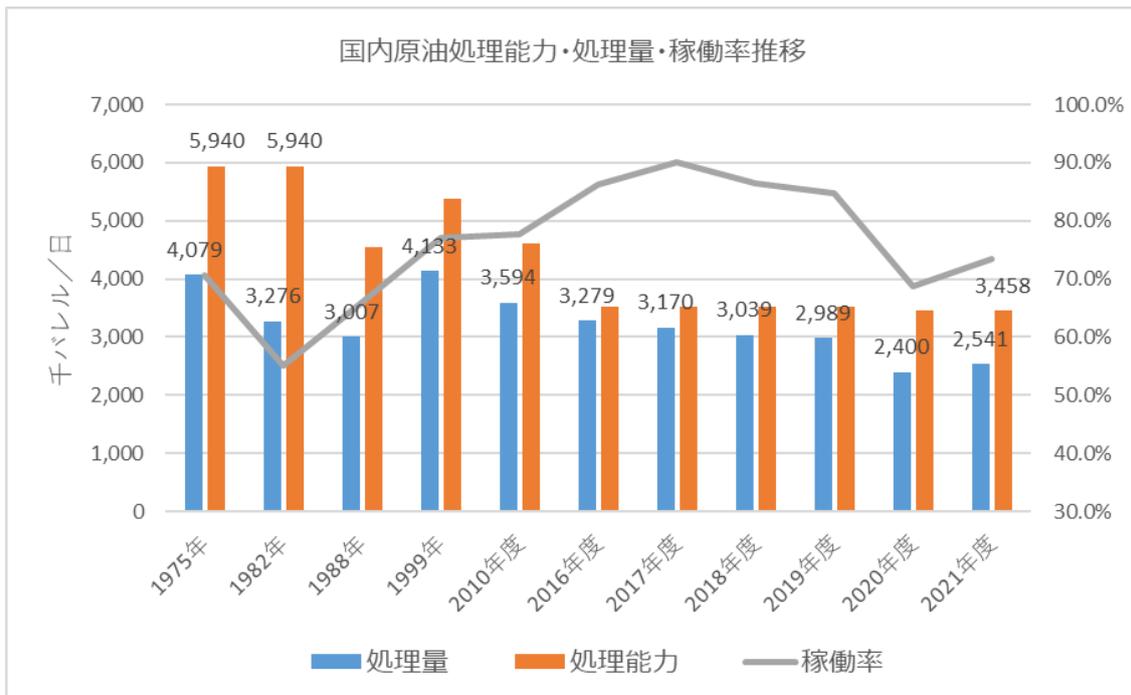
このように統合・再編を行ってきた目的は、石油製品の精製能力を縮小し、国内需要と供給のバランスを保つためである。国内の原油処理能力^{※2}は1975年度末～1982年度末までの5,940千バレル/日をピークに2021年度末には3,458千バレル/日（ピーク時の約58%）まで減少している。

設備稼働率に関しては、2017年度には90%まで向上するが、その後のコロナ影響や省エネの取り組みにより2021年度は73.4%と再度低下している。

業界トップ企業であるENEOSは2023年10月に和歌山製油所（処理能力127.5千バレル/日）の機能を停止させることを、出光興産はグループ会社である西部石油山口製油所の石油精製（処理能力120千バレル/日）を2024年3月で停止することを決定し、更なる処理能力の削減に取り組んでいる。

※2 原油処理能力は各年度末時点の数字

資料⑥：国内原油処理能力・処理量・稼働率推移



出典：石油連盟の公開資料をもとに商工中金経済研究所が作成

【燃料小売り業界】

燃料（ガソリン）小売りに関しては、1989年までは給油所建設や設置距離に係る行政指導がある（国内産業政策により規制がある）業界であったが、1990年の「給油所建設指導及び転籍ルールの廃止」により、新設や転籍が自由化されたことから、国内の給油所（以下SS）は1994年に60,421箇所へ達した。一方、1996年の「特定石油製品輸入暫定措置法廃止」により、石油元売りに限定されていた、ガソリン・灯油・軽油の輸入が原則自由化され、商社が輸入・販売を開始し業者間転売品と呼ばれる安価な製品の流通量が拡大し、異業種の参入（スーパー等が施設内で給油事業を展開）が可能となった。

さらに1998年にはセルフ給油所の解禁により、業界の価格競争が激化し、中小零細な事業者の撤退が発生した。2011年に消防法の一部改正により、「設置年数に応じた地下燃料貯蔵タンクの流出事故防止策の義務化（2013年2月に完全移行）」により、設備投資負担とその設備投資の回収見通しや今後の事業継続見通し（後継者問題等）に不安を感じた事業者の店舗閉鎖・事業撤退が加速し、2022年度末のSS数は27,963とピーク時の約46%にまで減少している。

国内のSSは、資料⑤の石油元売り5社の直営と特約店、販売店、大手商社系（伊藤忠エネクス等）、

JA系（JA-SS等）で構成されている。

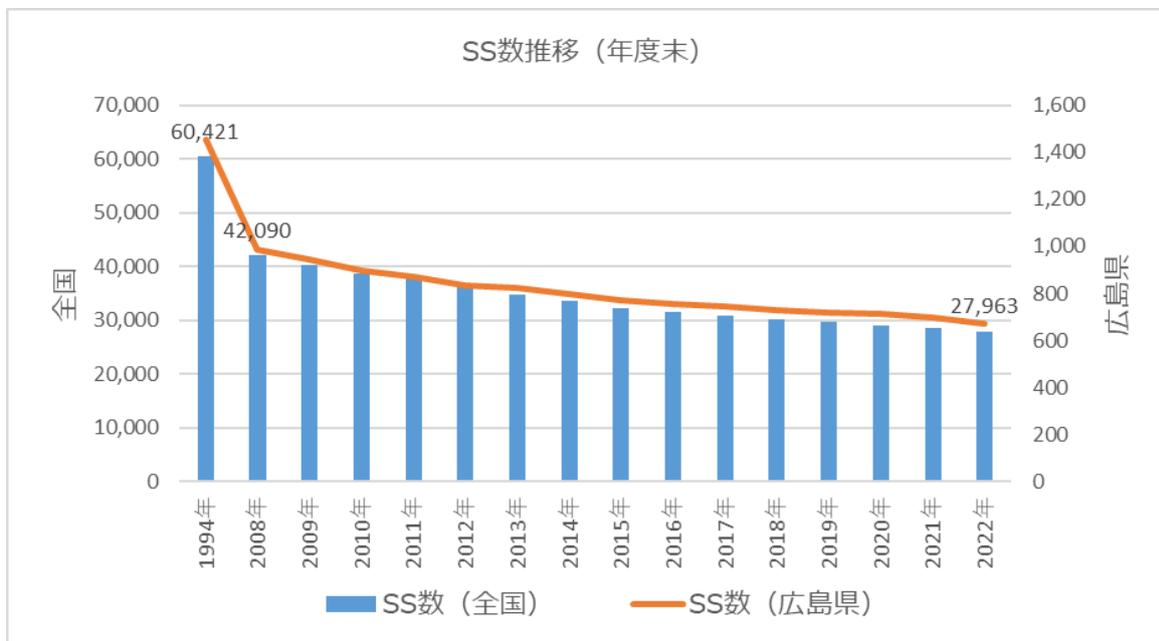
ガソリンの販売量については、車の燃費性能向上、次世代自動車（HV、PHV、EV等）の増加等により減少傾向にあり2022年の年間販売量は2010年対比で79%の水準となっており、この傾向は今後も継続することが確実な状況にある。

このような厳しい外部環境に対応するために、SS事業者は燃料小売り以外の売上規模拡大を図っている。業界最大手のENEOSは各SSの立地に応じて「都市型」「郊外型」「地方型」に分類して、立地条件（地域ニーズ）に応じたサービスを展開していく方針である。

政府は阪神大震災後に国の補助事業として1996年度から2010年度にかけて、太陽光発電設備、自家発電設備、貯水設備等を備えた災害対応型給油所の整備を推進してきたが、2016年4月の熊本地震を契機に、災害時における燃料供給拠点としてのSSの役割が再認識され、自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備を更に進め、全国に14,507箇所（2023年8月末時点）のSSが「住民拠点SS」となっている。

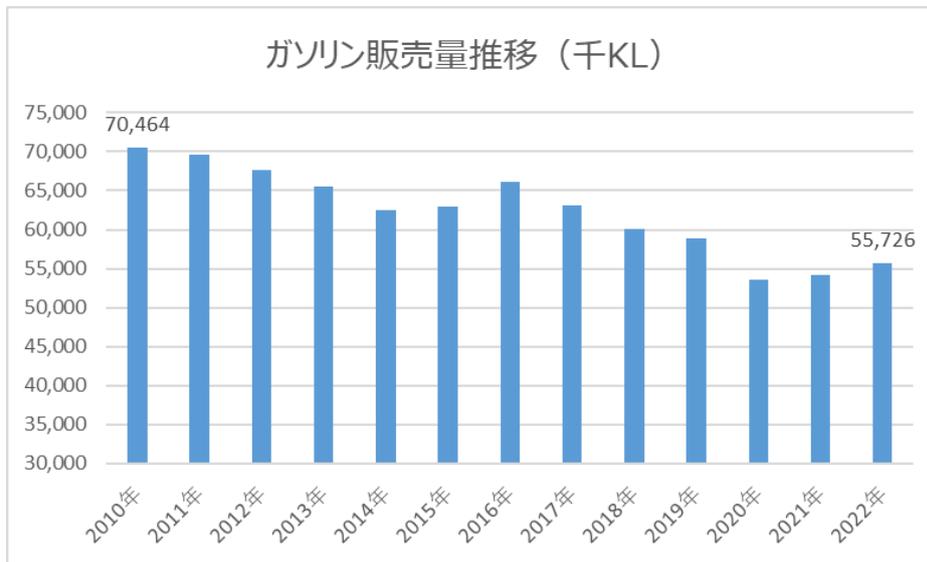
一方、過疎地域でのSS数の減少が顕著な状況で、資源エネルギー庁では市町村内でSS数が3以下の自治体を「SS過疎地」と定義しており、2022年末時点で348の自治体が「SS過疎地」となっている。「SS過疎地」の割合は約20%に達し、SSが有する「地域生活を支えるインフラ」としての機能を享受できない地域が拡大しており、一部では自治体等がSSを運営する状況も発生している。

資料⑦：国内・広島県内SS数の推移



出典：石油連盟公開資料により商工中金経済研究所が作成

資料⑧：ガソリン販売量推移



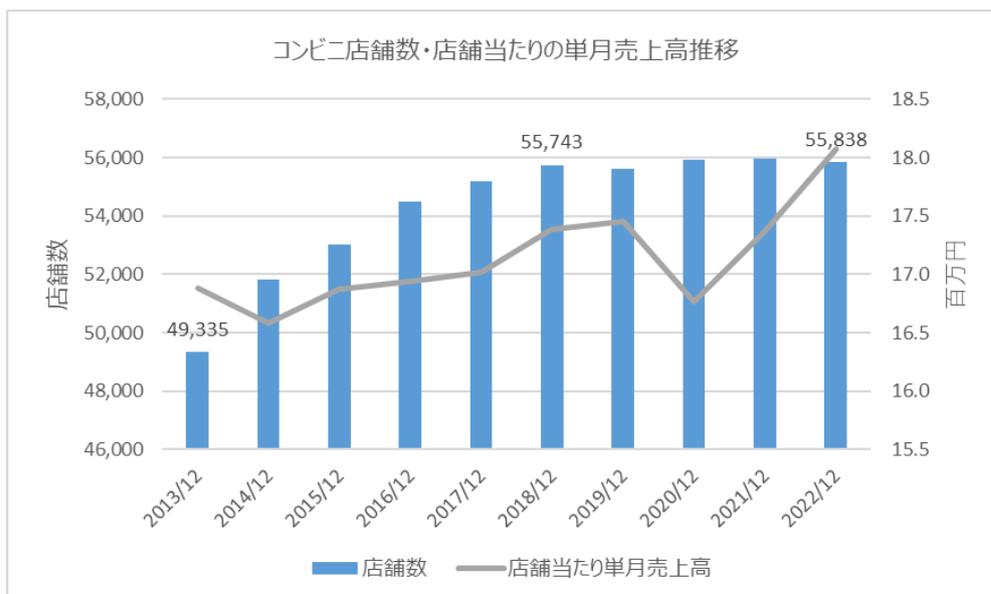
出典：石油連盟公開資料により商工中金経済研究所が作成

【コンビニエンスストア業界】

コンビニの店舗数は55,838（資料⑨参照）、売上高（2022年）は12兆1,996億円^{※2}となっており、スーパーの売上高15兆1,533億円^{※2}と比較しても分かるように非常に重要な生活インフラとなっている。コンビニの店舗数に関しては、近年は増加率が停滞している。一方店舗当たりの売上高はコロナ禍による一時的な落ち込み以外は堅調に増加している。

※2 経済産業省 HP 参照

資料⑨



出典：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会公開資料より商工中金経済研究所が作成

2.3 企業理念等

【企業理念】

企業理念
我らお客様繁栄の良きパートナーたらん

【社是】

私たちは、日常の環境対応と災害時の非常対応機能を兼ね備えたインフラ施設の運営・開発・普及活動を通じ、より便利で安心安全な地域社会の実現に貢献します

2.4 事業活動

総合エナジーは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減への取り組み】

・省エネ、CO₂ 排出量削減への取り組み

総合エナジーは太陽光パネル設置に関しても積極的に取り組んでおり、運営している 9 店舗（SS）の内 8 店舗で設置済（8 店舗の内 2 店舗では未稼働）であり、年間発電実績は約 142 千 kWh（2023 年）となっている。発電量の内、自社使用は約 60 千 kWh で残りは売電を行っている。

各店舗等の照明機器で LED 対応可能なものは、全て LED 照明に切り替え済で、また事務所等の建物の窓ガラスも複層型を、空調設備に関しても省エネ対応型を採用して省エネに取り組んでいる。

また、運営している 9 店舗（SS）の内 8 店舗で井戸水・雨水再利用設備を設置し、トイレ用の水等に使用し、上水道の利用削減に取り組んでいる。

店舗（コンビニ含む）並びに油槽所は 24 時間稼働となっていることから、年間購入電力量は 1,916 千 kWh（2023 年）の規模となっている。現状は CO₂ 排出量の算出は行っていないが、事業として使用している熱量の大半は電力であることから、現在、未稼働の太陽光設備の早期での稼働を実現させ、購入する電力量削減を通して CO₂ 排出量削減に引き続き取り組んでいく意向である。

総合エナジーの SS に石油商品を供給しているのは ENEOS である。同社はハイオクガソリンやエンジンオイルで環境配慮型商品を積極的に展開しており、その環境配慮型商品を販売することを通して、環境負荷低減に取り組む意向である。

【大気、資源効率・安全性、廃棄物削減への取り組み】

・VOC（揮発性有機化合物）回収への取り組み

ガソリンにはトリエンやキシレンなどの VOC が含まれており、給油作業時等にその一部が気体（蒸発ガス）となり、SS 特有の臭いの元となっている。（ガソリン 50 ㍓給油時に 75 ml が蒸発ガスとなると言われている）

この気体がガソリンベーパー（燃料蒸発ガス）と言われており、太陽からの紫外線によって、工場や自動車か

ら排出される窒素酸化物と反応し、大気汚染の原因物質の一つとなっている。ガソリンベーパーは自動車走行時にも少しずつ放出されるが、多くは給油時やタンクローリーからの荷卸し時に放出される。

環境省及び資源エネルギー庁は、2018年7月より大気環境保全を図るために、ガソリンベーパーを回収する装置を設置したSSに対して、「大気環境配慮型SS」（愛称：e→AS）と認証することを開始している。「e→AS」にはガソリンベーパー回収率によって4つのランク（S、A、B、C）で認証されている（資料⑩参照）。

資料⑩



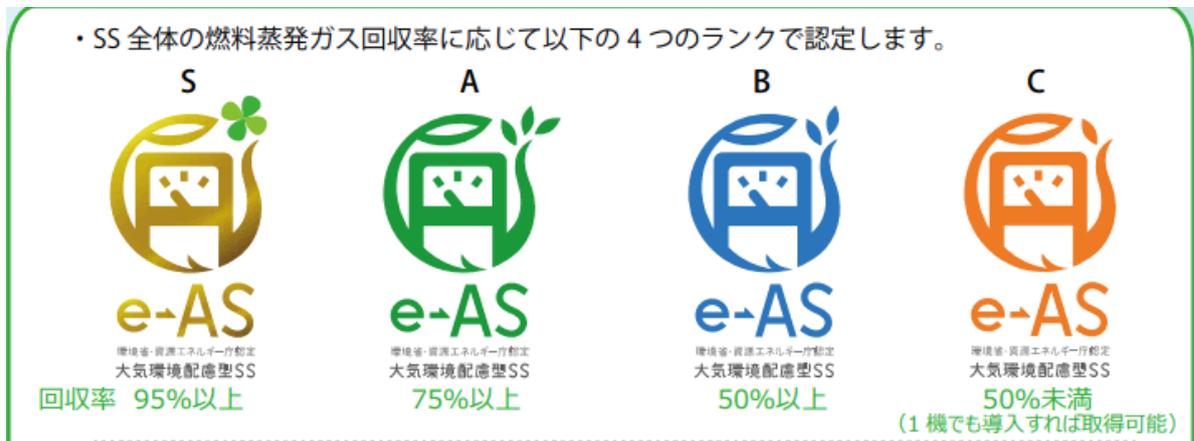
出典：環境省 HP より

2023年12月27日時点で595ヶ所のSSが認証を取得、内83ヶ所が「S」ランク認証を取得している。

総合エナジーは9ヶ所のSSの内3ヶ所には既にガソリンベーパー回収装置は導入済である。認証取得については、矢野ニュータウン防災CSで「S」認証を取得済で、今後設置済である新大州橋防災CS、西条IC防災CSで取得に向け申請を行う予定である。

尚、ガソリンベーパーは地下石油タンクへの補給時にも発生し、その発生量が計量機に比して大きいことから、地下石油タンク向けの回収装置設置を優先して取り組んでおり、設備設置が可能である店舗全て（7店舗）に導入済であり、環境負荷低減と資源の有効利用に積極的に取り組んでいる。

資料⑪



出典：環境省 HP

・事業用排水処理について

ガソリンスタンドは法令（水質汚濁防止法）により油水分離槽の設置が義務付けられており、総合エナジーは全てのSSに分離槽を設置している。

分離槽で分離した汚泥や廃油は、産業廃棄物として処分している。

・食品ロス削減への取り組み

総合エナジーが運営しているコンビニは全てセブンイレブンのFC店舗であることから、FC本部で決定している項目（①販売期限の近づいた商品にポイント付与する取り組み、②販売期限が迫った商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける運動への取り組み）に加え、独自の取り組みとして、賞味期限の近い商品に対して値引きシールを独自に作成し、賞味期限の近い商品を販売し廃棄商品の削減に取り組んでいる。最終的に廃棄となる食品に関しても、セブンイレブンの専用回収システムで回収され、セブンイレブンは家畜の飼料等として再利用を図っている。

【ダイバーシティへの取り組み】

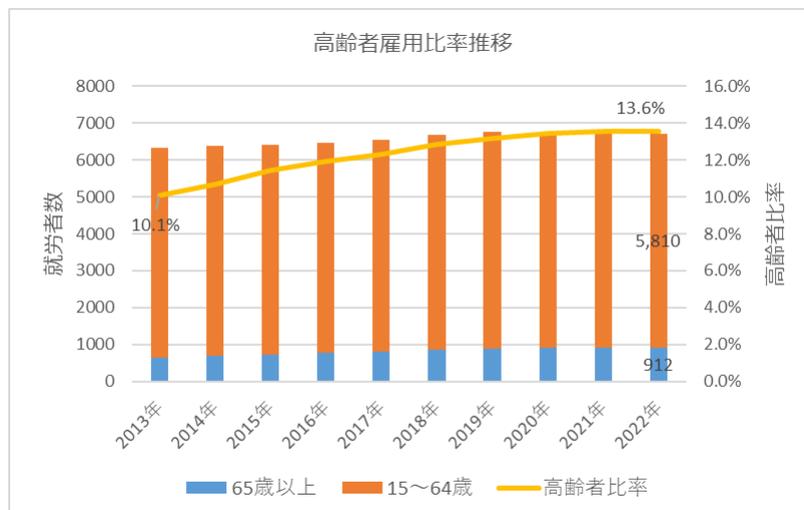
・高齢者雇用への取り組み

高齢者雇用に関しては、高齢者が有している能力に対して適切な給与を支払うことを目的に2016年4月に定年制度を廃止し、高齢者の継続雇用を積極的に推進しており、現状高齢者雇用比率は10.5%となっている。

国内全体の65歳以上の就業者数は912万人（2022年12月）で総就業者数に占める割合は13.6%となっており、総合エナジーの高齢者雇用比率は国内平均より若干低い水準にある。

厚生労働省の調査によれば、65～69歳の就業率は10年連続で増加し、2021年には50.3%に達していることから、総合エナジーとしても高齢者雇用に向けた取り組みを継続し、現状の比率の向上を図っていく意向である。

資料⑫



出典：総務省「労働力調査」より商工中金経済研究所が作成

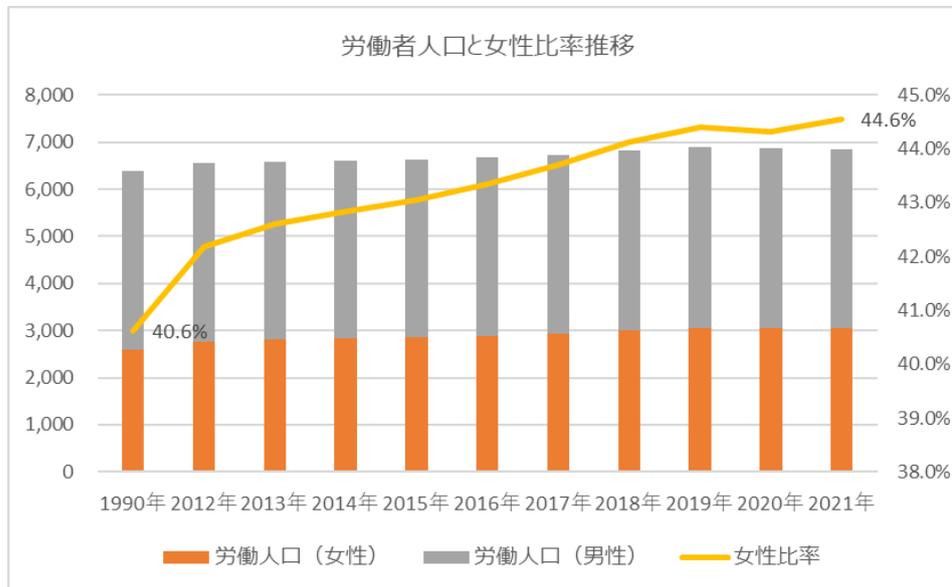
・女性従業員比率向上への取り組み

総合エナジーの従業員数に占める女性の割合は43.2%（2023年12月）と国内平均（2021年）と同水準にある。

勤務体系が3交代制（24時間）にも関わらず女性比率が比較的高い要因は、SSの運営形態（自動車整備関連業務が少ない）が女性にも働きやすい環境であることに加え、女性雇用が事業を円滑に継続

するために重要な要素との経営方針から、女性が安心して仕事を行うことが出来る環境整備を行っていることによるものである。

資料⑬



出典：総務省「労働力調査」より商工中金経済研究所が作成

【労働環境改善への取り組み】

・ハラスメント防止への取り組み

ハラスメントに関しては、2020年6月に「パワーハラスメントの防止に関する法律」が施行され、中小企業に関しては2022年4月よりその対象となり、事業者にはハラスメントの防止措置を行うことが義務化されている。総合エナジーは2016年4月には就業規則に「ハラスメント禁止」を明記する等、ハラスメント防止に積極的に取り組んでいる。

・労災事故防止への取り組み

総合エナジーが運営しているSSは全てセルフサービス型であり、一部の店舗（楠那SS・沼田SS・八本松SS）でタイヤ交換やオイル交換を対応しているが、残りの店舗では自動車整備等に係るサービスは行っていないことから、自動車整備等で発生する労災事故発生リスクは非常に少なく、直近3年での労災事故は2023年6月に発生した1件のみの状況である。

事故内容は、弁当入れ（番重）を、コンビニの外にある指定された場所に置く作業後、屋上への昇降用はしごの底部に頭部を強打したもので、今後の再発防止策も適切に講じている。

・時間外労働削減、有給休暇取得率向上への取り組み

店舗等は24時間稼働であるが、3交代勤務体制としていることから、時間外労働は月14.8時間（2023年）と比較的少ない状況にある。一方、有給休暇取得率は国内平均58.3%（2022年就労条件総合

調査（厚生労働省）を下回る水準にある。要因は、危険物取扱者を 24 時間各店舗に配置する必要があり、それに対応するための必要人員と実際の社員（全員が危険物取扱者）数に余力が少ない状況にあるためである。この状況を打開するため社員数（危険物取扱者）を増加させることで改善する意向である。

【社会インフラへの貢献・社会貢献への取り組み】

・災害時等の社会インフラとしての貢献

総合エナジーが運営する SS は全て「住民拠点 SS」となっており、災害等が原因の停電時にも自家発電により地域への給油を行うことが出来る体制を構築している。更に 6 店舗には上水用の貯水槽、8 店舗にはトイレ等に使用できる井戸水・雨水再利用設備を有し、災害時の生活用水等利用ニーズに対応可能となっている。総合エナジーは本機能を活かし、府中町と 2013 年 6 月に「災害時燃料優先供給協力協定、浸水時緊急退避協力施設協定、災害時協力井戸協定」など、災害時協力協定を結び、地域の防災拠点施設としての役割を担っている。

また、本社並びに各 SS、油槽所に「AED（自動体外式除細動機）」を設置し、かつ従業員は定期的に「AED」操作による緊急心肺回復動作の訓練を受け、緊急時に対応が出来る体制を構築している。

（資料⑭参照）

資料⑭



・地域ボランティア活動への取り組み

森・川・海はひとつ「廿日市漁民の森づくり」という廿日市市の「広島西部ロハスの会」に協賛し、植林活動などのボランティア活動に積極的に参加している。

植林活動に関しては、毎年 10 名程度が事前ミーティング、植林を行うための下刈り作業等の事前準備作業から参加している。（資料⑮参照）

資料⑮



出典：総合エナジーより

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	専門店による自動車燃料小売業 固体・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業 食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業 産業用機械器具設置工事業
ポジティブインパクト	水（アクセス）、食糧、住居、雇用、移動手段、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、気候、包摂的で健全な経済
ネガティブインパクト	保健・衛生、雇用、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブインパクト

インパクト	取組内容
食糧	➢ コンビニ事業への取り組み
雇用・包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティへの取り組み
移動手段、経済収束	➢ 災害時等における社会インフラとしての取り組み

■ネガティブインパクト（緩和の取組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働環境改善への取組み ➤ 労災事故防止への取組み
水（質）、土壌、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な事業用排水処理への取組み ➤ 食品ロス削減への取組み
大気、資源効率・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガソリンペーパー回収への取組み
気候	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 太陽光発電により購入する電力量の削減への取組み

総合エナジーの事業に関しては、UNEP FI のインパクト分析で発出されたポジティブインパクトの内、「住居」は固体・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業（石油製品卸売事業）に係るものであるが、「住居」に係る事業を行っていないこと、「水（アクセス）」「水（質）」「大気」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」「気候」は、産業用機械器具設置工事業（LED 販売設置工事）に係るポジティブインパクトであり、当該事業の割合が小さいこと並びに直接的に各インパクトに影響を与えないことから各インパクトを特定していない。ネガティブインパクトの内食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業（コンビニ事業）と産業用機械器具設置工事業（LED 販売設置工事）で発出されている「生物多様性と生態系サービス」は、コンビニ事業に関しては、FC 本部であるセブンイレブンが環境に配慮した容器・包装に取り組んでいること、LED 販売・設置事業に関しては、直接的に当該インパクトに影響を与える事業ではないこと、固体・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業（石油製品卸売事業）で発出されている「経済収束」はサプライチェーン上でネガティブなインパクトを与える事業活動は見当たらないことから、ネガティブインパクトに特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

総合エナジーは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済	
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティへの取り組み	
KPI	2030 年度までに総従業員数（パート含む）に占める 高齢者比率を 15%以上（実績 10.5%）、 女性比率を 45%以上（実績 43.2%）とする （決算期基準） 2031 年度以降の目標は 2030 年度に再設定する	
KPI 達成に向けた取り組み	▶ 社員数を拡大させ、有給休暇取得率向上させる等労働環境改善に取り組む	
貢献する SDGs ターゲット	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

特定したインパクト	移動手段、経済収束
取組内容（インパクト内容）	災害時等における社会インフラとしての取り組み
KPI	2030 年度までに運営している SS に対して災害時に社会インフラとして機能するための設備（蓄電池）を現状の 3 店舗から 5 店舗に拡大させる （決算期基準） 2031 年度以降の目標は 2030 年度に再設定する
KPI 達成に向けた取り組み	▶ 災害時の社会インフラとして機能をより向上させるために優先事項として取り組む

貢献する SDGs ターゲット	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
-----------------	-----	---	---

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	有給休暇取得率の向上		
KPI	2030 年度までに有給休暇取得率を 2023 年度実績対比 10 ポイント向上させる （決算期基準） 2031 年度以降の目標は 2030 年度に再設定する		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 社員数を増加させることにより有給休暇取得可能な労働環境向上への取り組みを継続する		
貢献する SDGs ターゲット	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	大気、資源効率・安全性		
取組内容（インパクト内容）	ガソリンペーパー回収への取り組み		
KPI	2030 年度までに運営している SS に対してガソリンペーパー回収機能付きの計量機を現状の 3 店舗から 6 店舗に拡大させる （決算期基準） 2031 年度以降の目標は 2030 年度に再設定する		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 年間設備投資計画で環境負荷低減に寄与が大きいものから優先して実施する。		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	

	11.6	2030 年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	

特定したインパクト	気候	
取組内容（インパクト内容）	購入する電力量削減への取り組み	
KPI	購入電力量（原単位：購入電力量/ガソリン等の販売数量）を 2030 年度までに 2023 年度対比 4%削減する （決算期基準） 2031 年度以降の目標は 2030 年度に再設定する	
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 太陽光設備を設置済であるが不稼働となっている 2 店舗を早期に稼働させることにより目標を達成する	
貢献する SDGs ターゲット	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
		

なお、「食糧」への取り組みは、ポジティブインパクトとして、「保健・衛生」、「水（質）」、「土壌」、「廃棄物」への取り組みは、ネガティブインパクトとして特定しているものの、「食糧」に関する取り組みはコンビニ事業への展開であり、既存 SS で設置可能な店舗は全て対応済であること、「保健・衛生」に関する取り組みである、労災事故防止への取り組みに関しては、2023 年 6 月に 1 件発生しているが、コンビニ事業での労災事故発生の確度が低く、過年度の発生実績も少ないこと、「水（質）」、「土壌」、「廃棄物」に関しては、法令等に基づき適正な取り組みを実施しており、食品廃棄物に関しては FC 本部であるセブンイレブンが回収・再利用に取り組んでいることから、KPI は設定しない。

5.サステナビリティ管理体制

総合エナジーでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、狩野社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、狩野社長を最高責任者とし、佐伯取締役を中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 狩野 一郎
(プロジェクト・リーダー)	取締役 佐伯 豊弘
(事務局)	総務経理部

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、総合エナジーと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、総合エナジーと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。総合エナジーは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 本間 崇

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190